

観音寺市宿泊等促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市を訪れた旅行者等に対して宿泊費及び宿泊の際の飲食費の全部又は一部を助成すること、並びにロープウェイを利用した者に対して運賃の一部を助成することにより、市域における経済波及効果を促し、もって新型コロナウイルス感染症の影響により経営状態が悪化した市内の宿泊事業者、飲食事業者等の事業継続を支援するため、観音寺市宿泊等促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、観音寺市補助金等交付規則（平成18年観音寺市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象等)

第2条 助成金の交付対象は、次に掲げる費用とする。

- (1) 市内の宿泊施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定に基づき、旅館・ホテル営業の許可を受けた施設をいう。)を利用した者に対する宿泊費
- (2) 前号の宿泊施設を利用した者が市内の飲食店等で1,000円以上の店内飲食をした場合における当該飲食費
- (3) 市内にあるロープウェイを利用した者が1,000円以上の運賃を負担した場合における当該運賃

2 助成金の交付対象者は、観光庁が実施するサービス産業消費喚起事業（G o T o トラベル事業）において示された取扱いの方針により、当該事業の対象外とされた地域の居住者を除いた者とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊費 1泊1人につき2,000円
- (2) 飲食費 前条第2号の飲食費について1日ごとに合計した額から1,000円未満の端数を切り捨てて得た額の合計額と同条第1号の宿泊施設を利用した者の人数に1泊につき1,000円を乗じて得た額のいずれか低い額
- (3) 運賃 利用者一人当たりの実運賃から1,000円を控除した額

(実施期間)

第4条 助成金の交付対象となる期間は、令和2年8月1日から令和2年9月30日までとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、第2条各号に規定する宿泊費等の支払をした日から14日以内（以下「申請期限」という。）に、観音寺市宿泊等促進事業助成金交付申請書兼請求書（別記様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、郵送により申請書及び関係書類を提出する場合は、当該申請書及び関係書類に係る配達受付の消印が申請期限までに押されているときに限り、当該申請書及び関係書類の提出が申請期限までにあつたものとみなす。

- (1) 申請（請求）者が確認できる運転免許証等の写し
- (2) 助成金の振込先口座が確認できる預貯金通帳等の写し
- (3) 助成金の交付対象となる費用の領収書等
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、申請者に助成金を交付するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第7条 市長は、助成金の交付を受けようとする者（以下「交付対象者」という。）から申請期限までに申請書及び関係書類の提出が行われなかった場合は、交付対象者が助成金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長は、前条の規定による決定を行った後、申請書及び関係書類の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書及び関係書類の補正が行われず、交付対象者の責に帰すべき事由により助成金の交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(交付決定の取り消し)

第8条 市長は、交付対象者が偽りその他不正の手段により交付の決定を受けた場合は、助成金の交付の決定を取消し又は変更することができる。

2 市長は、前項の規定による取消し又は変更をした場合において、既に助成金を交付し

ているときは、期限を定めて交付した額に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後において、新型コロナウイルス感染症による影響等を勘案し、検討を加え、必要に応じて助成金の実施期間及び申請期限の変更、延長等の措置を講ずるものとする。